「桑折町小規模企業振興条例」の概要

**【桑折町小規模企業振興条例】の概要**

◇桑折町小規模企業振興条例とは◇

**この条例は、小規模企業が桑折町における経済発展に果たす役割が大きいため、小規模企業の振興に関する基本理念を定め、町及び小規模企業等の役割を明らかにするとともに、小規模企業に関する支援を行うことで、地域経済の持続的な**

**発展及び町民生活の向上に寄与することを目的として制定するものです。**

【基本理念】（第３条）

(1)小規模企業者の自主的な努力及び創意工夫により経営力向上を図り、成長発展及び

　 事業の持続的な発展が促進されること。

(2)小規模企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。

(3)国、福島県、町、小規模企業者、商工会、金融機関、教育機関並びに町民が相互に

　連携し、及び協力し行われること。

【各団体の役割及び町民の理解と協力】（第４条～第９条）

〇町の役割（第4条）

・基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施するよう努める。

〇小規模企業者の役割（第5条）

・社会経済情勢の変化に即応し、その事業の成長発展を図るため、自主的にその円滑かつ

　着実な事業の運営及び経営の革新を図るよう努める。

・地域社会の一員として、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努める。

・商工会等の活動を通じて地域貢献及び地域経済の活性化に努める。

〇商工会の役割（第6条）

・小規模企業の経営力の向上及び経営基盤の強化に積極的に取り組む。

・町が実施する小規模企業の振興に関する施策について協力するよう努める。

〇金融機関の役割（第7条）

・小規模企業の経営努力を支援するよう努める。

・町が実施する小規模企業の振興に関する施策について協力するよう努める。

〇教育機関の役割（第8条）

・教育活動を通じて、児童・生徒の勤労及び職業に対する意識の醸成に努める。

〇町民の理解と協力（第9条）

・小規模企業の振興が地域経済の発展及び町民生活の向上において重要な役割を

　果たしていることを理解する。

・町内において、生産された物品及び提供される役務等の利用により、小規模企業の

　振興に協力するよう努める。

◇小規模企業振興条例のイメージ◇

〇小規模企業の持続的発展を図る

**桑折町経済の発展・町民生活の向上による地域活性化**

**基本理念**

【教育機関】

〇勤労及び職業に

対する意識の醸成

【町民】

〇地元商品の購入及び

　サービス利用

【町】

〇小規模企業の振興に関する

　 総合的な施策の実施

【小規模企業者】

〇自主的に事業の運営

及び経営の革新を図る

〇地域貢献及び地域経済の

　活性化

【商工会】

〇小規模企業の経営力の向上

　及び経営基盤の強化

〇町施策への協力

【金融機関】

〇小規模企業の経営努力を支援

〇町施策への協力